



しるべ総合法律事務所 平成26年2月15日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨 拶

2014年もはや立春となり、時の過ぎゆく早さに驚くばかりです。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

年の初め、中島多鶴さんの足跡を書いた本「沈まぬ夕陽」（中繁彦著・信濃毎日新聞社発行・2013年）を読みました。中島さんは、昨年のしるべ通信2013年夏号表紙で紹介した「満蒙開拓記念館」（阿智村）が展示する「満蒙開拓団」に家族で参加し、終戦翌年かろうじて生還し、以後生涯を中国残留婦人・残留孤児の帰国支援に捧げてこられた戦中戦後の“生き証人”です。

中島さんが現在も住む長野県泰阜村は、昭和14年当時人口5000人余りの貧しい山村でしたが、国策に従い昭和14年から19年までに村民1020人を満州の開拓団に送り込み、満州で生まれた子供を含めて638人が現地で死亡した歴史を持っています。渡満当時15歳であった中島多鶴さんも同村から両親弟妹とともに渡満し、終戦時に家族が離れ離れになるなか、結局4人の妹が旧満州で亡くなりました。この本は、中島さん家族の渡満に至る経過、開拓団の生活、終戦時の逃避行と帰国、離れ離れになった家族のその後、残留婦人・孤児の中国での生活状況、残留婦人・孤児の帰国支援活動などが率直に綴られ、先の戦争の実体を渡満した人たちの経験をもって告発しています。

ところで今年は、良くも悪くも日本の行く末を占う年になる予感がしています。

4月に消費税が引き上げられるほか、家計に対する多くの負担増が予定される反面、大企業中心の経済政策が進められようとしています。そして、今年も交渉が継続されるTPP、福島第一原発からの放射性物質流出が止まらない中での原発再稼働の動き、昨年世論の反対を押し切って強行採決された特定秘密保護法に引き続き、集団的自衛権の行使・海外派兵体制の実現に向けての動きも年初から加速しています。いずれも「国のかたち」に直結する問題です。

私は、この国の政府が庶民の生活と福祉を守り、中小企業の経営を支援し、そして平和国家の方向に進むことを切に希望しています。

今年も皆様のご健康とご多幸のうちに過ごされるようお願いしつつ、当事務所は皆様に対する法的サポートを継続して参ります。よろしくお願い申し上げます。

（弁護士 原田 彰好）

民事訴訟法こぼれ話 (4)

弁論主義

弁護士 宮 本 増

ローマ法の法諺に「汝は事実を語れ。我は法律を語らん。」というのがありますが、古来ローマ法以来の西洋の民事裁判では、紛争の当事者は自らの認識した事実を主張する責任を負い、これに対し裁判官が法的判断を下すというシステムで一貫してきました。これを裏返すと、裁判所は法的判断は下すが、事実関係の主張には介入しないというもので、当事者主義と言われています。何故そのようなシステムをとってきたのかということについては、いわゆる「私的自治の原則」など深い理由がいくつもあるのですが、字数の関係もありますので、その点は措いて、この当事者主義の必然の結果として、裁判所は当事者の主張した事実は判断の対象としますが、主張されなかった事実についてはそれに触れることは致しません。要するに当事者が法廷で行われる口頭弁論期日の弁論で主張した事実に基づいてのみ判断し判決することになります。この建前を弁論主義と呼んでいます。



私が嘗て実際に経験した例を挙げて話を進めます。名古屋地方裁判所の某事件で訴えられた被告は弁護士に委任しないいわゆる本人訴訟でしたが、しきりに原告の非道なやり方を非難し、原告の主張するようなことがまかり通ればこの世は闇だというような主張を繰り返しました。審理の結果、裁判所も原告のやり方には大変乱暴で被告の弱みにつけ込んでおり、法の救済を与えるのは相当でないと判断し、この被告の言い分を認めて原告の請求は権利の濫用であるとして請求を棄却したのです。これに対し、原告は権利の濫用などということは被告からは全く主張されていないにも拘わらず、そのような判断をしたのは原告に対する不意打ちであり、弁論主義に反するとして控訴しました。原審の裁判官の考えは、被告は原告の請求が非道であることを様々な事実をもとに主張しており、確かに権利濫用という用語は使っていないが、権利濫用というのは法的評価を示す用語であるから、権利濫用という法律用語がなくとも抗弁事実すなわち事実の主張があったと解すべきであると判断したのです。

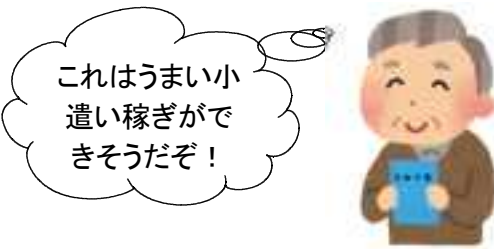
ところが控訴審である高等裁判所の判断は異なりました。すなわち権利濫用という概念は単なる法的な評価を示すだけの用語ではなく、原告の権利の発生を阻却するかあるいは権利の行使を妨げる事実と一体のものであるから、被告の主張しているところが民法所定（第1条3項）の権利濫用であることを明確に主張しなければならず、そのような主張のない被告の抗弁を採用したのは弁論主義に反する違法があるとして事件を原審に差し戻したのです。

本来ならばこのあたりでこの事件の審理は峠を越え結論が見えてきたのですが、つまり、被告は主張している事実が民法上の権利濫用であると言主張すれば終わったのです。しかし、この先が大変でした。差し戻された原審で、法的な知識に乏しい被告は従来の主張を繰り返すばかりで、それが権利の濫用にあたり民法上は許されないというところまで明確に主張しないのです。担当裁判官の示唆にかかわらず、何を問われても正義は自分にあるなどと主張するばかりでした。担当裁判官の困惑が目に見えるようですが、私が在任中にはこの事件は判決には至っていませんでした。この実際にあったケースについて皆さんはどのようにお考えでしょうか。

その老後資金、大丈夫ですか？

弁護士 成 瀬 玲

- 1 預金の利率はわずかだし、株に手を出すのは怖い、確実に儲かる良い方法はないか… といっても、そんなうまい話はなかなかありません。そんな時、高利回り・高配当の「おいしい」話を持ちかけられたとしたら… でも、本当にその話に乗って大丈夫ですか？



これはうまい小遣い稼ぎができそうぞ！

- 2 「少人数私募債」という聞き慣れない言葉を利用して、主に高齢者からお金を集めた会社がありました。「少人数私募債」つまり、「公募では、競争率が上がってしまってなかなか買えませんから、何らかの縁のある少人数にだけご提案する社債等の商品なんですよ。」という謳い文句でお金を集めるわけです。



あなた様にだけそっとお勧めしているのです

名古屋周辺でも多くの被害が出ました。株式会社K&Aという会社で、広く報道されましたからご存知の方も多いかもしれません。「高利回りの社債であると宣伝し、主に高齢者を狙って電話勧誘を行い、脈がありそうだと思う顧客については訪問して契約にこぎ着ける。」というやり口でした。やり口自体は「よくある」高齢者狙いの悪質商法です。報道によると被害総額は90億円にも上るそうですが、そのような手口に乗せられて出資してしまう人がこれほど多いのかというのが現実であり、決して他人事ではありません。結局、この会社は出資法違反という刑事事件に問われました。

また、つい最近報道されましたが、違法なファンド業務を適法だと見せかけてお金を集め、運転資金等に流用していたという会社がありました。アイエムビジョン株式会社です。

この会社のセールストークは「(年金の出ない奇数月に) 年金みたいに高い配当が出ます」というもので、高齢者の生活不安につけ込む形で言葉巧みに大金を出資させていました。この会社は、東海財務局から名古屋地方裁判所に緊急停止命令の申立てをされたことをきっかけとして、現在、破産手続き中です。



高い配当率ですからいいお小遣いになりますよ

刑事処分の有無や、出資者にどのくらい返金されるのか等については、全く何も分かっていない状態です。

- 3 これらの事件について「なぜそんな怪しいところにお金を出してしまったのか?」「なぜ家族に相談しないのか?」と思われる方も多いのではないのでしょうか。しかし、被害者の方の中には、「家に来て一生懸命話し相手をしてくれたりして、まさかそんな悪いことをしているなんて思わなかった」と言われる方もいます。また、このような業務については登録等の手



続きが必要となりますが、これを悪用し、「金融庁(財務局等)に届出を行って営業しております」などとあたかも金融庁(財務局等)公認の事業であるかのように強調する業者がいます。しかし、届出を受理したからといって、金融庁(財務局等)がファンド業者の信頼性まで保証したわけではありません。つまり、届出などで営業すること自体は許可されたとしても、その営業が信用できるか悪質なのかは全く分からないということです。

- 4 少しでも「おかしい」と思われることがありましたら、ご家族や弁護士に相談して、商品内容が本当に法に則ったものかを確認することが重要です。被害を最小限に食い止めるには、早期の対応しかありません。



←しるべの弁護士

相続問答あれこれ (3)

婚外子の相続分(最高裁の違憲裁判)

弁護士 鷲見 弘

Q 1 最近、婚外子の相続分を嫡出子の半分とするという民法の規定が憲法に違反するから無効であるという最高裁判所の決定が出たそうですが、それはどういうことですか。

A これまで、親の遺産に対する子の相続分は、結婚していない親の間の子(婚外子)と、結婚した親の間の子(嫡出子)とがある場合、民法では婚外子の相続分は嫡出子の相続分の半分とすると定められていました(民法900条4号ただし書き。以下婚外子規定といいます。)。しかし、ある遺産分割の審判で、婚外子規定が、人はすべて法の下に平等であるとした憲法14条1項の規定に違反するのではないかと争われ、最終的に昨年9月4日、最高裁判所大法廷で、婚外子規定は憲法の同条項に違反するという決定が出されたのです。(婚外子と嫡出子の関係は、しるべ通信2013年夏号の「相続問題あれこれ(1)」をご参照下さい。)なお、「判決」ではなく「決定」になっているのは、家庭裁判所の審判に対する不服申立に対する判断は「決定」によってすることが法律で規定されているからです。

最高裁判所は憲法で、法令等が憲法の規定に違反するかどうかを判断する終審の裁判所とされていますので、この権限によって婚外子規定は憲法違反であると判断したのです。また憲法では、憲法に違反する法律条項などは無効であると規定されていますから、今回の決定が確定することにより、婚外子規定は無効と決まったことになります。

Q 2 法律の規定が憲法に違反して無効だとされるとその規定はどうなるのですか。

A 無効とされた法律をそのままにしておくことはできませんから、政府は婚外子規定を削除するという民法の一部改正案を、立法機関である国会に提出しました。そして、国会がそれを可決することによって昨年12月5日、婚外子規定を削除する民法の改正が成立しました。12月11日に公布と同時に施行されました。

Q 3 そうすると、今までに婚外子規定に従って行われた相続分割は全部やり直すことになるのですか。

A いいえ。最高裁の決定では、これまでに婚外子規定に従って行われた遺産分割の協議や審判など既に解決済みのものについては影響を及ぼさないと付け加えています。

Q 4 そうなると、解決済みの件と未解決の件とが違った扱いを受けることになり、かえって平等に反するのではありませんか。

A おっしゃるとおりですが、最高裁もそうしないと無数の争いごとが蒸し返されて、社会的に大きな法的混乱を招きかねないと考えた結果の、苦渋の選択をしたわけですね。これには批判もあります。ただ本当に解決済みといえるかどうか、曖昧なケースもあるでしょうから、現実には最高裁の配慮にもかかわらず、ある程度の蒸し返しは避けられないかもしれませんね。ちなみにQ2で施行された改正民法は、附則で平成25年9月25日以後に開始された相続について適用するとされています。

Q 5 そうすると、どれだけ以前の相続問題でも解決済みでないものについては、改正後の法律によることになるのですか。

A それは違います。最高裁は、婚外子規定が違憲になったのは、遅くとも、この度の決定をすることになった当該事件における相続開始の時点（平成13年7月）だといっていますから遡るのはその時までです。

改正民法の適用につきましては、法務省のホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html

Q 6 へえー。時期によって同じ規定が違憲であったり合憲であったりするのですか。

A そうです。法律の背景となる社会状況や国民の意識・感情等の変遷によって、法律の解釈が変わってくることがあるということが、違憲の判断の前提としてあるわけです。現に最高裁は、平成8年には同様の事件で合憲の決定を出しているのです。

Q 7 そういうものですかねえ。だったら最高裁判所は、時代がそのように変わったと思った時点で違憲の宣言をすればいいじゃないですか。

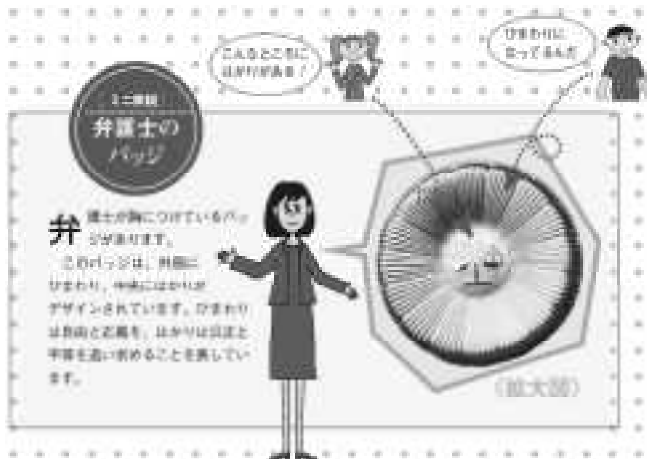
A いや、裁判所は具体的な事件において判断する以外には公的な判断を示すことはできませんから、裁判所に具体的な事件が申立てられていないのに勝手に判断をすることはできないのです。最高裁といえどもそれは同じです。

Q 8 ふーん。そうすると最高裁判所の判断の変化を見越して敢えて争う人がいないといつまで経っても判断は変わらない訳ですね。

A 裁判所による違憲の判断は出ませんが、時の政府が先に民法の改正の法律案を国会に上程し、国会の決議により民法の改正が成立すれば違憲の問題は解消するわけです。実は、平成5年に、法務大臣の諮問機関である法制審議会が同様の民法改正案を答申しているのです。しかし政権与党であった自民党の反対が強く、結局国会への改正法案の提出には至りませんでした。

Q 9 今回でも、違憲の決定が出ているのに政権与党内には民法改正に反対する意見が結構あったということじゃないですか。

A そのとおりです。最高裁も自発的な民法改正を待っていたけれど、遂にしびれを切らして違憲の判断に踏み切ったというところかも知れませんね。その意味では最高裁の決定を引き出した、事件の当事者の先見性は賞められるべきでしょう。もっとも、それをリードしたのは代理人の弁護士でしょうから、弁護士の役目は重要です。弁護士は常に柔軟な発想を持って時代の推移を見定めながら、時には裁判所の新しい判断を予測し、これを獲得するための挑戦も必要なのです。



(日本弁護士連合会のパンフレットから)

「経営者保証に関するガイドライン」とは

弁護士 原 田 彰 好

1 「経営者保証に関するガイドライン」

既にご承知かもしれませんが、今年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)が施行されています。これは、「法的拘束力」はありませんが、中小企業団体及び金融機関団体の「自主的な準則」として、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」を図り、あるいは、経営者個人の保証責任の範囲や効力を合理的に制限しようとするものです。

従来、中小企業(個人経営を含みます。)の経営者等は、金融機関からの会社の借入について個人として連帯保証をさせられるのが常でしたが、この状況は会社が「思い切った事業展開」や「早期の事業再生」を阻害する要因となるなど「企業の活力を阻害する」という弊害がありました。そこで、この弊害を解消し、より合理的な融資や保証の在り方を構築するために、「経営者保証に関する契約時及び履行時等における」関係当事者(主債務者、保証人、債権者)間の自主的自律的準則として「ガイドライン」が策定されることになったのです。

2 会社の事業・資産が融資判断の基準

「ガイドライン」は、経営者が会社の保証人とならずに融資を受けようとするときは、金融機関が会社のみ事業・資産を見て、融資判断できる状況であることが必要であるとしています。そして、会社と経営者の経済の明確な区分・分離、会社資産や収益で借入返済が可能であること、金融機関に対する会社等の財務状況の適切な開示、会社の健全な経営体制の整備などが要求されています。

会社がこのような状況にあるとき、金融機関は保証人なしであるいは限定的な保証により融資をすることを検討することになります。既になされている保証契約についても、上記の状況のもとでは、保証契約の解除や変更等も検討されます。

3 会社経営者の交替

また、会社経営者の承継の場合(相続などの場合)にも、金融機関は、前経営者の保証債務を、後継者に当然に引き継がせるのではなく、後継者との保証契約の必要性を改めて検討することになります。

4 会社の事業再生

会社の経営が危機的状況になり、会社が早期に事業再生等に着手した結果、会社からの回収見込額が増加した場合には、金融機関は経営者のもとに一定の金員を残すことも検討することになります。

5 保証債務履行後

経営者が保証を履行してもなお債務が残る場合でも、金融機関は、「華美でない自宅」について、経営者がその収入に見合った分割弁済をする等により、引き続き自宅に住み続けられるよう検討することになります。

6 外部専門家

会社や保証人が「ガイドライン」による措置を受けようとするときは、「外部専門家」(弁護士、公認会計士、税理士等)の手助けが必要となるため、必要と思われるときは、お気軽にかつ早めにご相談いただくと良いでしょう。

配偶者などからの暴力の防止とその周辺法規の整備について

弁護士 谷 口 優

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正が昨年6月26日に成立し、改正法律名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略称します。）として本年1月3日から施行されています。

まずこの法律の改正点を解説し、続いてその周辺領域に存在する法規につきお話します。

1. 配偶者暴力防止法について

- ・この法律の「目的」は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。
- ・従前は、婚姻している配偶者からの暴力及び配偶者たる被害者だけを対象としていましたが、事実婚が除かれているの批判を汲み取り、今回の改正で、「配偶者」の定義として、婚姻していない「事実婚」を含ませて、さらに「離婚後」（事実上離婚したと同様の場合を含みます。）も引き続き暴力を受けている場合も含みます。
- ・さらにその他に、本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲をしている相手方など）から暴力を受けている場合も本法律を準用することとしましたので、このような関係が解消してから引き続き暴力を受ける場合も含まれることになります。
- ・「暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動」を示しています。

今回の改正は実社会の生活状況に則した修正となっています。

2. 配偶者暴力防止法に関する周辺法規について

次に、社会の基本単位となる配偶者（夫婦）等を対象とする法規について概観してみます。

このような法律が生まれた背景を説明しますと、まず日本国憲法が定める人権規定が源泉となって基本法規「男女共同参画社会基本法」が定められています。この法律は、男女が平等に社会に参画すべきことを定めています。その目的を実現するために「女性に対する暴力の根絶」を掲げ、政府内部にもそれを達成するため「男女共同参画会議」を設け、その参画計画を策定し、そのための調査会を設置しています。本件の法規もそのような活動により生み出されてきたものです。配偶者からの暴力を防止する観点から現状の各法規を見て行くと以下のとおりです。

(1) 刑法

配偶者に暴力が加えられた場合に、加害者を取り締まる法規としては、刑法があり、その中でどの規定が適用されるのかをお話します。

- ・住居侵入罪（130条）：正当な理由なく住居等に侵入した場合等平穏な生活を保護するものです。
- ・強制わいせつ罪（176条）強姦罪（177条）、強制わいせつ等致死傷罪・強姦等致死傷罪（181条1項、2項）：配偶者の性的自由や身体生命を保護するものです
- ・殺人罪（199条）・自殺関与罪（202条）、傷害罪（204条）、傷害致死罪（205条）、暴行罪（208条）、過失傷害罪（209条）、過失致死罪（210条）：配偶者の生命身体を保護するものです。
- ・不同意堕胎罪（215条）、不同意堕胎致死罪（216条）：配偶者の出産の自由等を保護するものです。
- ・逮捕監禁罪（220条）、逮捕監禁致死傷罪（221条）：配偶者の行動の自由を保護するものです。
- ・脅迫罪（222条）、強要罪（223条）、名誉棄損罪（230条）、侮辱罪（231条）：配偶者の意思等の自由を保護するものです。

このように、刑法においては配偶者に暴力を受ける場合に多くの行為が処罰されます。このような処罰を発動するには、本人だけでなく周りの人の協力が必要です。

(2) 暴力行為等処罰に関する法律

この法律は刑法の特別規定にあたり、配偶者の暴力についても適用されます。

この中の配偶者暴力に関連する規定としては、銃砲または刀剣類使用による傷害罪（1条の2）があり、上記の凶器を用いた暴力行為を受けた場合に適用されます。常習的傷害罪、暴行罪、脅迫罪、器物損壊罪（1条の3）も、刑法に規定がありますが、同法では刑法より重い処罰が規定されています。

(3) 軽犯罪法

これは刑法で規定されていない軽微な犯罪行為を掲げていて、配偶者間の犯罪にも適用されます。暴力まで至らないが進路を立ちふさいだり、身近に群がる行為等を対象としており（1条28号）、身近な処罰規定です。

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律

いわゆるストーカー行為を処罰し、ストーカー行為を行う者に必要な規制を定めています。ストーカー行為とは、同一人に対し、つきまとい等を反復して行うことです（2条）。以下のような行為です。

- ・「つきまとい等」とは、恋愛等の好意の感情や怨恨の感情を充足する目的で、当該の特定の者やその配偶者等に対し、「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け」「監視していると告げる等」、「面会交際の要求等」「乱暴な言動等」「無言電話」「汚物等の送付等」「名誉を害する事項を告げる等」「性的羞恥心を害する事項を告げる等」がそれにあたります。かなり広範囲の定めをおいています。
- ・上記のような行為が行われた場合の規制としては、「警告」「禁止命令」が定められています。
- ・罰則としては、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金などの定めがあります。違反の度合いにより、重罰化される定めとなっています。
- ・警察本部長等の助言、ストーカー行為等を受けている者から援助を求められた時には自衛策等の教示を行います（7条）

(5) 警察官職務執行法

警察官が市民の身体等を守り、公安の維持を図るための職務権限の遂行における手段等を定めています。警察官が自分の判断でできることは次のとおりです。

- ・「質問」 犯罪を行う恐れのある者等に停止を求めて質問することが出来ます（2条）
- ・「犯罪の予防および制止」 犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のために必要な警告を発し、身体生命財産に害が及ぶおそれがあるときは、それを制止出来ます（5条）。

(6) 刑事訴訟法

配偶者による暴力が行われたことを、後日調べる必要が生じた場合等、そのような捜査をする手段、加害者とされた者を裁判所へ訴え、裁判する手続きを定めています。捜査、公訴、公判と呼ばれる手続に関する規程です。

(7) 被害者等通知制度

これは、検察庁等から加害者の処罰に関して被害者等に対し、処理結果、公判期日、刑事裁判結果等を通知するものです。これにより刑事司法の適正かつ円滑な運営に資する目的を持っています。配偶者からの暴力について、上記の各通知が被害者等に口頭または文書でなされます。

(8) 保護命令

冒頭では、配偶者暴力防止法の改正点につき触れましたが、この法律では、配偶者から

の暴力を受けた者は今後も受ける恐れなどがある時は、申立により裁判所が加害を加える配偶者に対して①接近禁止命令、②電話等禁止命令、③同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族への接近禁止命令、⑤被害者と生活の本拠と共にする交際相手に対する退去命令、被害者と生活の本拠と共にする交際相手からの暴力を受けた被害者にも同様の保護が与えられます。

この命令に違反したときには、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。被害者が自分で申立を行うことは困難な場合が多いと思われるので弁護士に依頼された方が良いでしょう。

(9) 民事保全法に基づく仮処分命令

この手続きは、権利関係に不安があり、それを除くために裁判所の裁判手続きが終了するまでの間、仮の措置を定めるものです。たとえば、被害者が加害者に面談禁止を求める場合、正式な裁判手続きにはある程度時間がかかるので、その間の生活の平穏を得るため、仮処分が認められるのです。これも一つの裁判です。

(10) 売春防止法

売春を助長する行為を処罰し、売春を行う恐れのある子女を保護更生の措置を講ずる目的で本法は設けられています。配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の一つとして「婦人相談所」の設置は、本法規がその根拠になっています(34条)。この相談所へ被害を受けている配偶者から相談があれば指導を行います(35条)。被害を受けている婦人たる配偶者を保護する施設として「婦人保護施設」は、本法を根拠として設置されています(36条)。

(11) 出入国管理および難民認定法

この法律は、日本に入国する人等の公正な管理を図り、難民認定の手続きの整備を目的としています。

外国人の配偶者等の被害者の保護のために、この法律が定める在留資格の更新、在留資格の取り消し、不法残留者の通報等の定め、それを駆使することにより加害者に対応しています。

(12) 児童福祉法

この法律は、児童の心身の健全な発育のために、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む児童の福祉を支援するものです。相談関連機関である児童相談所(12条)や母子生活支援施設(38条)は、配偶者から暴力を受けた被害者である配偶者の相談機関としての役割を果たします。

(13) 児童虐待の防止に関する法律

配偶者から児童に対して暴力が振るわれた場合に、児童の保護のための措置が定められています。

(14) 母子および寡婦福祉法

母子家庭や寡婦の生活の安定、向上に必要な措置を講ずることを目的としています。公共団体の福祉課は、上記の者に資金の貸し付けを行うことができると定めています。暴力を受けている配偶者もこれにより生活の支援を受けることができます。

(15) 生活保護法

憲法の生存権の理念に基づき定められた法規です。ここに定める方法により暴力を受けている配偶者の生活支援が可能となります。この利用については近隣の地方公共団体へ問い合わせてください。

以上のとおり本法規の周辺領域を概観しました。種々の法規が配偶者たる被害者を保護を図っています。(本稿については内閣局男女共同参画局作成の本法と関連する法令制度一覧を参考とさせて頂きました。)

特許について先使用权という言葉聞きますが…

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 先使用权とは…

何年か前に知的財産戦略に先使用权を有効活用しようといわれたことがありました。知的財産戦略は、ライバルに対して優位に立つための経営戦略の知的財産的側面というような意味ですが、発明を例に取れば、特許などの出願だけでなく、ノウハウとして秘匿することも知的財産戦略として有用な手段といえます。特許出願すれば発明内容が公開されてライバルがより優れたものを開発する契機を与えますが、秘匿した発明は漏れない限りそのような心配がないからです。

ただ、偶然に第三者も同じ内容の発明をして後から特許出願することがあります。特許権は先に出願した者だけに与えられますから、第三者の特許が登録されてしまえばこちらは自分の発明が実施できなくなってしまいます。そこで、公平の見地から、先に発明した（かつその実施又はその準備をしていた）者に対してはその実施を継続できるようにする制度が認められています（特許法79条、実用新案法、意匠法でも同旨の規定があります。）。これが先使用に基づく通常実施権、いわゆる先使用权というものです。

2 先使用权の内容は…

先使用权の内容を典型例を挙げて説明すれば（細かな要件は省きます。）、ある発明をした者が特許出願をしないままその実施の準備をしている時に、第三者が同じ内容の発明をして特許出願した場合、その登録後も先の発明者はその特許発明を無償で実施することができるという権利です。出願していないから独占権はないけれども、自分で発明を実施し続けても特許権者から差止や損害賠償の請求を受けることはないという訳です。知財戦略においてはやや消極的な権利というべきかもしれません。

3 先使用权が出てくる場面は…

自社の製品などが第三者が出願して登録された特許権を侵害しているときに初めて先使用权が問題になります。たとえば、特許権者から特許侵害だから自社の製品の製造販売を中止するよう訴えられたときなどです。そんなときは、その特許出願時に自社が発明を完成してその実施準備をしていたことが証明できるなら、先使用权のあることを主張して侵害差止の請求を拒絶することができるのです。

4 先使用权を証明するためには…

訴訟になれば、先使用权のあること、特に特許出願の際に自社の発明の実施の事業をし又はその準備をしていたことを立証しなければなりません。そのためには、それを証明できる十分な資料を整えておく必要があります。しかし、わざわざ先使用权のために資料を整えるのは無駄になる可能性があります。そうではなく、普段から開発に関する資料をきちんと整理して保管していれば、後から先使用权が問題になるときにそれを捜し出せば足りるのです。

ところで、出願しない発明はあくまで秘密にしておかなければライバルに対する優位性を保つことができません。したがって、発明に関する情報（その後製品製造販売に至るまでの進捗状況を含みます。）を社内の重要な秘密として体系的に管理する必要があります。そのために組織的に整理して管理をすれば、あとから資料の検索をするのも容易になるはずです。さらに、そのように組織的な秘密管理がされておれば、万一不正に秘密が漏洩した場合に、前号で説明した営業秘密としての保護を受けることができ、不正な秘密取得者に対して適切な措置をとることができるというメリットも生じます。

発明をノウハウとして秘匿し特許出願をしないという選択をした場合には、以上のようにこれを営業秘密として組織的な管理によって不正な流出に対処することが不可欠です。

従業員の交通事故と会社の法的責任について

弁護士 横 江 俊 祐

1 社用車による交通事故

(1) 人身事故について

業務中の事故の場合はもちろん、業務外（例：私的使用、無断使用、通勤中など）の事故の場合でも、会社は運行供用者責任（自動車損害賠償保障法3条）を負うケースが多いです。

(2) 物損事故について

業務中の事故の場合は、会社に使用者責任（民法715条）が認められます。

他方、業務外の事故の場合でも、外形上業務の執行中と見ることができる場合（例えば、社用車に社名やロゴが入っていて、業務時間中と考えられるような時間帯の事故など。）は、会社が使用者責任を負うリスクが大きいです。

(3) 任意保険

もっとも、社用車の場合は会社が任意保険に加入していると思われますので、現実には会社が損害を被るケースは少ないでしょう。

特に注意すべきは、次項の従業員の自家用車による交通事故の場合です。

従業員が任意保険に未加入の場合、また保険が失効している場合、会社に予期せぬ損害が生じるリスクがあります。

2 従業員の自家用車による交通事故

(1) 使用者責任

従業員が自家用車を日常的に会社の業務で使用し、その途中で交通事故を起こした場合は、会社は使用者責任を負います。

他方、業務外の事故の場合は、外形上業務の執行中と見ることができるような特殊事情があれば会社が使用者責任を負う余地もありますが、通常は会社に責任はありません。

(2) 通勤途中の事故の場合

では、マイカー通勤中の事故についてはどうでしょう。

マイカー通勤中の事故については業務外として、原則的に会社は責任を負わないと考えるのが大勢です。会社は従業員の通勤までは監督しようがなく、会社に責任を負わせるのは酷だというのが理由です。

そのため、会社が従業員に社内駐車場の使用を認めて、マイカー通勤に応じた通勤手当を支給しているような場合でも、原則として会社に使用者責任は発生しないと考えられます。

ただし、例外的に会社の責任が認められる場合もあります。裁判例の中には、公共交通機関による通勤が困難で従業員全員がマイカー通勤していた職場について、マイカー通勤しなければ業務運営ができないので、マイカー通勤は会社の業務と同等に評価できるという理由で、マイカー通勤中の事故について会社の使用者責任を認めたものもあります。

確かに、会社は通勤中の従業員を監督することはできませんが、マイカー通勤を認める場合、事前に免許証や任意保険を確認して、もし失効している場合はマイカー通勤を許可しないという事故防止策を取り得ます。

そのため、従業員の無免許、免許停止、任意保険未加入といった事情がある場合は、その確認義務を怠ったという理由で会社の責任が肯定される可能性もあります。

会社が従業員にマイカー通勤を許可する場合は、従業員の免許証の効力や保険加入の有無について定期的に確認することが肝要です。



労災保険法上の通勤災害について

弁護士 渡 邊 真 也

1 通勤災害とは

労災保険法上の通勤災害とは「労働者の通勤による負傷、疾病、傷害又は死亡」をいいます。ここで注意すべきは、通勤途上の災害であればいかなるケースでも保護の対象となる訳ではなく、以下の①から③の要件のいずれにも当てはまる必要があります。

① アからウのいずれかに該当すること

ア 住居と就業の場所との間の往復行為

イ 就業の場所から他の就業の場所への移動行為

ウ 住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動行為

② ①が就業に関して行われる往復行為であること

③ ①が合理的な経路及び方法であること

2 要件①について

アは、自宅から会社までの往復ですのでイメージし易いかと思います。イは、例えば、2つの仕事を掛け持ちしている人が最初の就労場所から次の就労場所へ直接移動するようなケースが想定されています。また、ウは分かりづらい表現ですが、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動などが想定されています。

ここで注意が必要なのは、例えば、学生アルバイトなどが学校から直接アルバイト先へ出勤するケースです。この場合、学校は「住居」でも「就業の場所」でもありませんので、労災保険法上の保護対象とはなりません。学生の皆さんには出来る限り一旦自宅に戻ってから出勤してください。

3 要件②について

しばしば問題となるのは、終業後に懇親会等の会合に参加し、その後帰宅途中に災害に見舞われたケースです。裁判所は、同様のケースで具体的な事情に照らして異なる判断をしています。社内部署で催された歓送迎会後に交通事故に遭ったケースでは、会場が社外であること、業務時間終了後であること、食事や酒類が供されたこと、目的が慰労や懇親であったこと、参加が強制されていなかったこと、費用は参加者負担で会社から補助がなかったことなどの事情から、要件②の該当性を否定しました。

一方で、会場が社内であったこと、会議後の懇談会であり、目的が業務に関するものであったこと、任意参加ではあるものの当該従業員は会合を統括する役目を負っていたこと、酒類が供されているものの会合の目的からするとお業務に当たらないとはいえないこと、帰宅前に社内ですみやりをしていたが、一時的な休息の範囲を出るものではないことなどを根拠に要件②に該当するとしたケースもあります。

4 要件③について

通勤経路を逸脱したり、移動を中断したりした場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は、原則として「通勤」とは認められません。但し、逸脱又は中断が、やむを得ない事由によって日常生活上必要な一定の行為を行うための最小限度のものである場合には、逸脱又は中断から元の経路に復帰した時点から、「通勤」として認められることになります。例えば、日用品の購入、職業訓練、病院等への通院、親族の介護などが想定されます。

5 むすび

このように、通勤途上の災害であればいかなる場合でも労災保険法上の「通勤災害」として保護の対象となる訳ではありません。特に、仕事帰りに習い事をしたり、私的な飲み会に参加した後の帰宅は労災保険法上の保護対象とはなりませんので、くれぐれも普段以上に気を付けていただく必要があるかと思います。